

調査計画の新旧対照表

| 変更案 | 変更前（現行） | 変更理由 |
|--|--|--|
| <p>1～2 （略）</p> <p>3 調査対象の範囲</p> <p>(1) 地域的範囲 <u>(<input checked="" type="checkbox"/>全国 <input type="checkbox"/>その他)</u></p> <p>(2) 属性的範囲</p> <p>【調査票甲（企業A）】 <u>(<input type="checkbox"/>個人 <input type="checkbox"/>世帯 <input type="checkbox"/>事業所 <input checked="" type="checkbox"/>企業・法人・団体 <input type="checkbox"/>地方公共団体 <input type="checkbox"/>その他)</u></p> <p>日本標準産業分類に掲げる次の産業を主たる事業とする資本金又は出資金が1億円以上の会社法（平成17年法律第86号。以下同じ。）に規定する会社 <u>(以下同じ。)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>次に掲げる法人が出資する、当該法人における研究開発の成果の活用を促進する民間事業者等との共同研究開発等を行う会社</u></p> <p><u>・科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）に規定する研究開発法人（以下同じ。)</u></p> <p><u>・国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下同じ。）に規定する国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下同じ。)</u></p> <p><u>・地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に規定する公立大学法人（以下同じ。)</u></p> | <p>1～2 （略）</p> <p>3 調査対象の範囲</p> <p>(1) 地域的範囲</p> <p><u>全国</u></p> <p>(2) 属性的範囲</p> <p>【調査票甲（企業A）】</p> <p>日本標準産業分類に掲げる次の産業を主たる事業とする資本金又は出資金が1億円以上の会社法（平成17年法律第86号。以下同じ。）に規定する会社。</p> <p>(略)</p> | <p>・形式修正</p> <p>・形式修正</p> <p>・研究開発を実施することを目的として大学及び研究開発法人が設立した会社を調査対象とするため</p> |

・学校教育法（昭和22年法律第26号。以下同じ。）に基づく大学及び高等専門学校を設置する私立学校法（昭和24年法律第270号）に規定する学校法人（以下同じ。）

・学校教育法に基づく大学を設置する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）に規定する学校設置会社（以下同じ。）

なお、研究開発法人が出資する会社については、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第34条の6第1項第3号ハの活動を実施する者、国立大学法人及び大学共同利用機関法人が出資する会社については、国立大学法人法施行令第3条第1号の事業を実施する者、公立大学法人が出資する会社については地方独立行政法人法施行令第4条第2号ロの事業を実施する者、学校法人及び学校設置会社が出資する会社については、学校法人又は学校設置会社における技術に関する研究の成果を活用しようとする民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う当該研究開発の成果を実用化するために必要な研究開発活動を実施する者を対象とする。

【調査票甲（企業B）】 個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他

日本標準産業分類に掲げる次の産業を主たる事業とする資本金又は出資金が1千万円以上1億円未満の会社法に規定する会社

（略）

【調査票甲（企業B）】

日本標準産業分類に掲げる次の産業を主たる事業とする資本金又は出資金が1千万円以上1億円未満の会社法に規定する会社。

（略）

・形式修正

・形式修正

【調査票乙（非営利団体・公的機関）】 (個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他)

- ・独立行政法人等登記令（昭和39年政令第28号）の別表に掲げる特殊法人及び独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人（独立行政法人国立高等専門学校機構を除く。）のうち科学技術に関する試験研究又は調査研究を行うことを目的として設置されたもの（特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）により独立行政法人となった法人のうち、独立行政法人となる前に産業連関表において生産活動主体分類が「産業」に分類されており、かつ研究を実施している法人を含む。）
- ・科学技術に関する試験研究又は調査研究を主たる目的としている法人
- ・科学技術に関する試験研究又は調査研究を目的として設置されている国の機関、地方公共団体の施設

【調査票丙（大学等）】 (個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他)

学校教育法に基づく大学の学部（大学院の研究科を含む。）、短期大学、高等専門学校、大学附置研究所、大学附置研究施設、国立大学法人法に基づく大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律第113号）に基づく独立行政法人

【調査票乙（非営利団体・公的機関）】

- ・独立行政法人等登記令（昭和39年政令第28号）の別表に掲げる特殊法人及び独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人（独立行政法人国立高等専門学校機構を除く。）のうち科学技術に関する試験研究又は調査研究を行うことを目的として設置されたもの（特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）により独立行政法人となった法人のうち、独立行政法人となる前に産業連関表において生産活動主体分類が「産業」に分類されており、かつ研究を実施している法人を含む。）。
- ・科学技術に関する試験研究又は調査研究を主たる目的としている法人。
- ・科学技術に関する試験研究又は調査研究を目的として設置されている国の機関、地方公共団体の施設。

【調査票丙（大学等）】

学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学の学部（大学院の研究科を含む。）、短期大学、高等専門学校、大学附置研究所、大学附置研究施設、国立大学法人法（平成15年法律第112号）に基づく大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学

・形式修正

・形式修正

・形式修正

・形式修正

・形式修正

・形式修正

| | | |
|--|---|---|
| <p>国立高等専門学校機構</p> | <p>校機構法（平成 15 年法律第 113 号）に基づく独立行政法人国立高等専門学校機構。</p> | <p>・形式修正</p> |
| <p>4 報告を求める個人又は法人その他の団体 (1) 報告者数 (略) (2) 報告者の選定方法 【調査票甲（企業A）及び（企業B）】（<input type="checkbox"/>全数 <input checked="" type="checkbox"/>無作為抽出 <input checked="" type="checkbox"/>全数階層あり <input type="checkbox"/>有意抽出） 事業所母集団データベース及び過去の調査結果等並びに内閣府及び文部科学省から提供された情報から作成した母集団名簿に基づき、前年度の研究実施の有無（2区分）を加味した資本金階級（4区分）及び産業（40区分）の各層から所要の企業数を抽出。 ただし、資本金又は出資金が10億円以上の企業、前年度に研究を実施している資本金又は出資金が1億円以上10億円未満の企業並びに内閣府及び文部科学省から情報提供された研究開発法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、学校法人及び学校設置会社が出資する、当該法人における研究開発の成果又は技術に関する研究の成果の活用を促進する民間事業者等との共同研究開発等を行う会社については、全数を調査。 抽出する調査対象企業数は、全調査対象数からしつ皆対象の企業数を減じた数を総数とし、層別（抽出層の研究実施の有無（2区分）・資本金階級（4区分）×産業（40区分））にネイマン配分により標本数を配分し、従業者規模に応じて系統抽出。</p> | <p>4 報告を求める個人又は法人その他の団体 (1) 数 (略) (2) 選定の方法 【調査票甲（企業A）及び（企業B）】（<input type="checkbox"/>全数 <input checked="" type="checkbox"/>無作為抽出 <input type="checkbox"/>有意抽出） 事業所母集団データベース及び過去の調査結果から作成した母集団名簿に基づき、前年度の研究実施の有無（2区分）を加味した資本金階級（4区分）及び産業（40区分）の各層から所要の企業数を抽出。 ただし、資本金又は出資金が10億円以上の企業、前年度に研究を実施している資本金又は出資金が1億円以上10億円未満の企業については、全数を調査。 抽出する調査対象企業数は、全調査対象数からしつ皆対象の企業数を減じた数を総数とし、層別（抽出層の研究実施の有無（2区分）・資本金階級（4区分）×産業（40区分））にネイマン配分により標本数を配分し、従業者規模に応じて系統抽出。</p> | <p>・形式修正 ・形式修正 ・形式修正 ・研究開発を実施することを目的として大学及び研究開発法人が設立した会社を調査対象とするため</p> |

| | | |
|--|--|--|
| <p>なお、標本を配分した結果、標本数が5に満たなかった層の標本数は5とする。</p> <p>【調査票乙（非営利団体・公的機関）】（<input checked="" type="checkbox"/>全数 <input type="checkbox"/>無作為抽出 <u><input type="checkbox"/>全数階層あり</u> <input type="checkbox"/>有意抽出） 各府省庁及び地方公共団体から得られた新設・廃業等の更新情報を基に、総務省統計局で作成した名簿により全数を調査</p> <p>【調査票丙（大学等）】（<input checked="" type="checkbox"/>全数 <input type="checkbox"/>無作為抽出 <u><input type="checkbox"/>全数階層あり</u> <input type="checkbox"/>有意抽出） 文部科学省公表の資料を基に、総務省統計局で作成した名簿により全数を調査</p> <p>(3) 略</p> | <p>なお、標本を配分した結果、標本数が5に満たなかった層の標本数は5とする。</p> <p>【調査票乙（非営利団体・公的機関）】（<input checked="" type="checkbox"/>全数 <input type="checkbox"/>無作為抽出 <input type="checkbox"/>有意抽出） 各府省庁及び地方公共団体から得られた新設・廃業等の更新情報を基に、総務省統計局で作成した名簿により全数を調査。</p> <p>【調査票丙（大学等）】（<input checked="" type="checkbox"/>全数 <input type="checkbox"/>無作為抽出 <input type="checkbox"/>有意抽出） 文部科学省公表の資料を基に、総務省統計局で作成した名簿により全数を調査。</p> <p>(3) 略</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・形式修正 ・形式修正 ・形式修正 ・形式修正 |
| <p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) 報告を求める事項（詳細は調査票を参照） <u>別記1「調査事項一覧」に掲げる事項</u></p> <p><u>〔集計しない事項の有無〕</u> <input type="checkbox"/>無 <input checked="" type="checkbox"/>有 <u>・別記1参照</u></p> <p>(2) 基準となる期日又は期間 毎年<u>6月1日</u>（以下「調査日」という。）現在によって行う。ただし、<u>調査事項ごとの詳細は別記1「調査事項一覧」に掲げる期日又は期間を参照</u></p> | <p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) 報告を求める事項（詳細は調査票を参照） <u>【調査票甲（企業A）】</u></p> <p>① <u>名称</u> ② <u>所在地</u> ③ <u>法人番号</u> <u>（略）</u></p> <p>(2) 基準となる期日又は期間 毎年<u>3月31日</u>（以下、「調査日」という。）現在によって行う。ただし、<u>売上高、研究費などの財務関係事項は、調査日又はこの直近の決算日から遡る1年間によって行う。</u></p> | <ul style="list-style-type: none"> ・形式修正 ・基幹統計調査及び一般統計調査の承認申請等に関する事務マニュアルに基づく追記 ・経済構造実態調査、経済産業省企業活動基本調査及び科学技術研究調査を同一名簿・同一期日で同時に実施するため |

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

配布：総務省－民間事業者－報告者

収集：報告者－総務省

(2) 調査方法（郵送調査 オンライン調査（政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール）調査員調査 その他（ ））

〔調査方法の概要〕

ア 調査票の送付と回収

調査は、総務大臣が、民間事業者を活用し、調査票を調査組織体ごとに送付し、回収することにより行う。

ただし、調査組織体が政府統計共同利用システムより報告した場合は、政府統計共同利用システムから当該調査組織体に係る報告を求める事項を入手する。

イ 他統計調査からのデータ移送

調査組織体のうち経済構造実態調査規則（平成31年総務省・経済産業省令第1号）第6条に規定する企業に該当するものに係る科学技術研究調査は、6（2）アの規定にかかわらず、総務大臣が、同規則第9条第1項の規定により総務大臣及び経済産業大臣が回収した経済構造実態調査の調査票から同規則第7条第1項第1号ハのうち資本金等

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

調査票の配布：総務省－民間事業者－報告者

調査票の回収：報告者－総務省

(2) 調査方法（調査員調査 郵送調査 オンライン調査 その他（ ））

調査は、総務大臣が、民間事業者を活用し、調査票を調査組織体ごとに送付し、回収することにより行う。

ただし、調査組織体が政府統計共同利用システムより報告した場合は、政府統計共同利用システムから当該調査組織体に係る報告を求める事項を入手する。

・形式修正

・経済構造実態調査、経済産業省企業活動基本調査及び科学技術研究調査を同一名簿・同一期日で同時に実施することに伴い重複する企業間でデータ移送をするため

| | | |
|--|--|--------------|
| <p><u>の額、ホのうち売上（収入）金額及びトに掲げる事項に関する内容を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録することによって行う。</u></p> | | |
| <p>7 報告を求める期間 (1) 調査の周期 <input type="checkbox"/> 1回限り <input type="checkbox"/> 毎月 <input type="checkbox"/> 四半期 <input checked="" type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 2年 <input type="checkbox"/> 3年 <input type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 不定期 <input type="checkbox"/> その他（<u> </u>） <u>（1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年：<u> </u>）</u></p> <p>(2) 略</p> | <p>7 報告を求める期間 (1) 調査の周期 <u>1年</u></p> <p>(2) 略</p> | <p>・形式修正</p> |
| <p>8 集計事項（詳細については別記2参照） (略)</p> | <p>8 集計事項（詳細については別添参照） (略)</p> | <p>・形式修正</p> |
| <p>9 調査結果の公表の方法及び期日 (1) 公表の方法（<input checked="" type="checkbox"/> e-Stat <input type="checkbox"/> インターネット（e-Stat以外） <input checked="" type="checkbox"/> 印刷物 <input type="checkbox"/> 閲覧）</p> <p>(2) 略</p> | <p>9 調査結果の公表の方法及び期日 (1) 公表の方法 <u>インターネット（e-Stat）及び印刷物により公表する。</u></p> <p>(2) 略</p> | <p>・形式修正</p> |
| <p>10 使用する統計基準 <input checked="" type="checkbox"/> 使用する → <input checked="" type="checkbox"/> 日本標準産業分類 <input type="checkbox"/> 日本標準職業分類 <input type="checkbox"/> その他（<u> </u>） <input type="checkbox"/> 使用しない</p> | <p>10 使用する統計基準 <u>調査対象の範囲の画定及び集計結果の産業別の表示において、日本標準産業分類を使用する。</u></p> | <p>・形式修正</p> |

| | | |
|------------|-----------|-------|
| 11～12 (略) | 11～12 (略) | |
| 別記1 調査事項一覧 | (なし) | ・形式修正 |
| 別記2 集計事項一覧 | 別添 集計事項一覧 | |